

平成 31 年 3 月 18 日

自治会・町内会長各位

西区福祉保健課長

西区ふれあい福祉推進事業（ふれあい会）の制度の一部変更
及び助成金申請受付について（ご案内）

西区では、ふれあい会の活動を支援するために、助成金を交付しており、次年度も助成金の申請受付をいたします。また、ふれあい会の活動支援のため、平成 31 年度より制度の一部変更を行います。

この機会に助成金を活用した取組について、ぜひ御検討ください。

1 変更点

（1）助成対象世帯の拡大

現在	変更後
助成対象世帯は、 ・ひとり暮らし高齢者世帯 ・高齢者のみ世帯 のうち、本人の同意があった世帯。	助成対象世帯は、 ・ひとり暮らし高齢者世帯 ・高齢者のみ世帯 ・ <u>日中ひとりになる高齢者がいる世帯</u> ・ <u>高齢者と障害者の世帯</u> ・ <u>障害者のみ世帯</u> ・ <u>その他、地域が見守りを必要と判断した世帯</u> のうち、本人の同意があった世帯。

※「地域が見守りを必要と判断した世帯」については、高齢者、障害者など見守りが必要な理由を書類にて確認させていただきます。

（2）活動頻度の変更

	現在	変更後
見守り・訪問活動 (活動頻度)	・週 2 回程度の見守り ・月 2 回程度の訪問活動	・ <u>週 1～2 回</u> 程度の見守り ・ <u>月 1～2 回</u> 程度の訪問活動

2 申請について

新規の申請は随時受け付けておりますので、問合せ先へお気軽に御相談ください。

3 相談・問合せ先

今回、本事業が活用しやすくなる事を目的に制度の一部を変更しております。活動・申請を御検討されるにあたり御質問等ございましたら、お気軽に下記問合せ先まで御連絡ください。よろしくお願ひ申し上げます。

（1）福祉保健課事業企画担当（2階27番窓口）

電話 3 2 0 - 8 4 3 7 / FAX 3 2 4 - 3 7 0 3

（2）西区社会福祉協議会（西区高島2-7-17ファーストプレイス横浜 3階「フクシア」）

電話 4 5 0 - 5 0 0 5 / FAX 4 5 1 - 3 1 3 1



ふれあい会のご案内と一部制度変更について



* 「ふれあい会」って…?

自治会町内会の区域で結成され、ひとり暮らし高齢者世帯等を見守り・訪問する活動です。活動を通して、温かみのある近隣関係を築き、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

* 平成31年度からの制度の変更点

本事業が、地域での見守り活動を行う際、有効にご活用いただける助成金となることを目的に制度の一部を変更いたしました。

(1) 助成対象世帯の拡大

本事業は見守り・訪問活動を行う際の活動資金について区から助成金を交付しています。今回の制度変更では交付する助成金の対象世帯について次の通り拡大いたします。

現在	平成31年4月から
助成対象世帯は、 ・ひとり暮らし高齢者世帯 ・高齢者のみ世帯 のうち、本人の同意があった世帯。	助成対象世帯は、 ・ひとり暮らし高齢者世帯 ・高齢者のみ世帯 ・ <u>日中ひとりになる高齢者がいる世帯</u> ・ <u>高齢者と障害者の世帯</u> ・ <u>障害者のみ世帯</u> ・ <u>その他、地域が見守りを必要と判断した世帯</u> のうち、本人の同意があった世帯。

(2) 見守り・訪問活動の頻度の変更

ふれあい会では次の活動をお願いしております。

- 見守り活動 : お元気で暮らしているかどうかを、外から見守ります。
 (朝になると雨戸が開くか、夜になると灯りが点くか、新聞がたまっていないかなど)
- 訪問活動 : お宅にお伺いして、お身体の加減等をうかがいます。

上記の頻度について幅広い活動を支援するため次の通り変更いたします。

現在	平成31年4月から
・週2回程度の見守り ・月2回程度の訪問活動	・ <u>週1~2回程度の見守り</u> ・ <u>月1~2回程度の訪問活動</u>



* 誰が活動するの・・・？

自治会町内会員や民生委員・児童委員など地域の皆さんが、ボランティアで活動しています。役職や特別な資格などは必要ありませんが、個人情報保護に関する法令に基づいた規定を作成し、それに基づいて活動する必要があります。

* 活動費について

西区では、ふれあい会の活動を支援するために、助成金を交付しています。

■ 対象

ふれあい会の活動を行うために、自治会町内会を区域として地域住民が結成した団体

■ 助成金額

助成金額は、助成基準額に、活動開始時期の割合を乗じた額です。

$$\text{助成金額} = \text{助成基準額} \times \text{活動開始時期の割合}$$

助成基準額

= 基礎額(20,000円)
+ 加算額(1,200円 × 助成対象世帯数)

活動開始時期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
割合	100%	80%	60%	30%
申請書提出日	5月末日	8月末日	11月末日	2月末日

■ 助成対象世帯

- ① ひとり暮らし高齢者世帯
- ② 高齢者のみ世帯
- ③ ご家族がお仕事などで昼間は高齢者だけになる世帯
- ④ 高齢者と障害者の世帯
- ⑤ 障害者のみ世帯
- ⑥ その他、地域が見守りを必要と判断した世帯

※⑥については、見守りが必要な理由を書類にて確認させていただく場合があります。

■ 対象経費

- ① 事務費(消耗品費、印刷費、通信費等)
- ② 会議費(会場使用料等)
- ③ ふれあい福祉活動に伴う経費
(対象者への啓発物品等購入費、対象者の交流を目的とした行事等の開催費等(酒代は除く))
- ④ その他ふれあい会の活動を行うために必要な経費

* 問合せ先

- 西区役所福祉保健課運営企画係(西区役所2階27番窓口)
電話:320-8437 FAX:324-3703
- 横浜市西区社会福祉協議会(西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階「フクシア」)
電話:450-5005 FAX:451-3131